

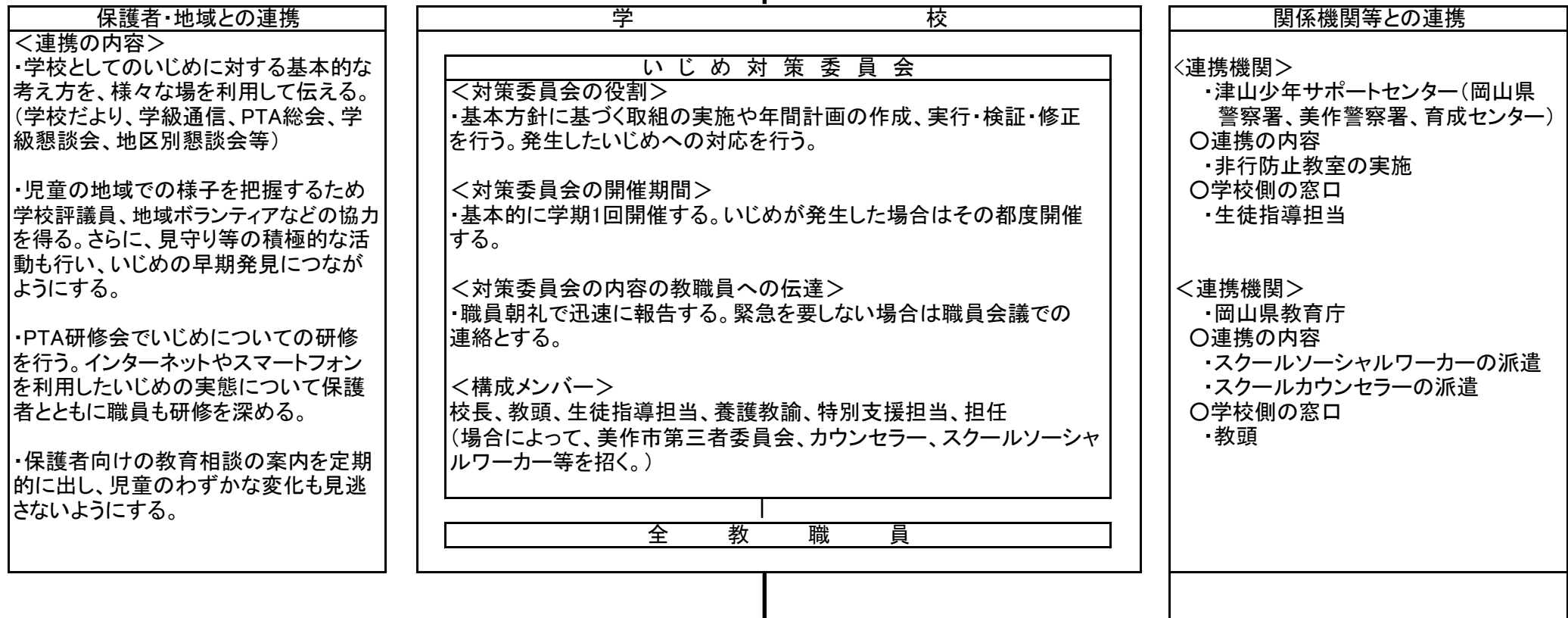
# 美作市立大原小学校いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

・縦割り班活動や学級でのグループ学習では協力して活動することができるが、各学年とも単クラスで組み替えがないため、友だちに対して固定観念を持ちやすく、人間関係が序列化しやすい。思いやりに欠ける言動をとる児童がある一方、自分の思いをうまく表現できず悩む児童もいる。また、発言力のある児童の言動に流されやすく、児童間で問題解決する力が弱い傾向にある。規範意識が十分定着しておらず、あいさつ・安全・後片付けなど生徒指導上のルールの徹底ができにくい面もある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめ対策委員会を生徒指導委員会の中に設置し、生徒指導担当を中心に実態把握につとめる。いじめが認知された場合は、いじめ対策委員会が主体となり当該児童および保護者、学級への対応にあたる。  
 ・いじめの未然防止に向け、学級を中心として望ましい集団作りに力を入れる。また、早期発見のための手段として定期的にアンケート調査を実施する。  
**<重点となる取組>**  
 ・児童の様子を常に複数の職員で観察することを心がけ、何か変化があった場合は情報交換し迅速に対応する。アンケート調査を実施し、早期発見のための手立てとする。  
 ・いじめを許さない学級集団作りを進めていく。それぞれの児童がいじめを自分のこととして考えられるよう、年間計画を立てて指導していく。



## 具体的な取り組み

①	いじめの防止	<p>(職員間の共通理解)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する気づきを職員間で常に話題にし、共通理解する。</li> </ul> <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの現状や早期発見方法、対処などについて、職員研修を行う。</li> </ul> <p>(学級集団作り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級指導、道徳などを通して、いじめを許さない学級の風土を作っていく。</li> </ul> <p>(学校行事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権集会や縦割り班活動、各種行事を通して仲間づくりを進める。協力して物事を成し遂げる成功体験を積み重ねることにより、仲間の大切さを実感させる。</li> </ul>
②	早期発見	<p>(児童を対象とした教育相談の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初め(5月)、2月に児童全員を対象にした教育相談を行う。</li> <li>・生活アンケートをもとに、適宜、個別の教育相談を行う。</li> </ul> <p>(情報交換・情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員朝礼、職員会議などで児童の様子を迅速に伝え合う。全職員が児童の細かな変化も見逃すことなく注意をし、きめ細かな声かけや指導を行う。</li> </ul> <p>(実態の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年7回の生活アンケート、年2回の学校生活アンケート調査を実施し、友だち関係での悩みやいじめにつながることを把握する。</li> </ul> <p>(家庭への呼びかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での児童の様子を伝えてもらう。気になる変化を見逃さないポイントを例示し、保護者の参考にってもらう。</li> </ul>
③	いじめへの対処	<p>(校内体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが認知された場合は、いじめ対応マニュアルに基づき、速やかにいじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめの実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、だれから、どのようにいじめを受けたかを多角的に分析する。当該児童一人一人から別々に聞き取り調査を行い、内容に食い違いがないか、しっかり確認する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童・保護者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを受けた児童の心のケアを第一に考え、担任が中心となり気持ちをしっかりと受け止める。当該児童が安心して思いを打ち明けられる状態にする。その後の学校生活に希望が持てるような指導を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童に対する指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような理由があっても、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを伝える。当該児童の家庭環境やこれまでの学校生活の様子などをもとに、いじめに及んだ原因が何かを明らかにする。いじめた児童の保護者に対しては児童の事後指導について協力を求める。再発防止のための心のケアをしていく。</li> </ul>